

〔令和8年4月〕

区等自治会法人化説明資料

市民生活部地域コミュニティ課

0 はじめに

自治会・町内会等の一定の区域に住所を有する人々によって形成された団体（以下、地縁団体）は、法人格を付与する法律の規定がなかったため、契約や不動産登記の主体になることができませんでした。

そのため、地縁団体が集会施設などの不動産を取得した場合には、会長の個人名義や役員の共有名義で不動産登記をすることになり、名義人の交代や死亡があったときには、登記の名義変更や遺産相続問題が発生するなどの不都合が生じていました。

平成3年4月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、地縁団体は法人の資格を持つことができるようになりました。

このことにより、集会施設などの地縁団体が所有する土地・建物等については、自治会名義で登記ができるようになりました。

1 法人化によるメリット・デメリット

地縁団体の法人化によるメリットは、自治会名義で不動産登記ができるようになることです。これにより、一度自治会名義で登記をすれば、それ以降代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がありません。

※令和3年の地方自治法改正により、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、法人格を取得できるようになりました。

デメリットとしては、社団法人に準拠した規約への変更が必要になり、自治会の運営が若干煩雑になることに加え、規約の変更、会の解散、財産の処分等の条件が厳しくなることがあげられます。

その他、

- ・収益事業（営利活動）を行っている場合、固定資産税、法人市県民

税が課税されます。

- 規約に定められた区域外に居住している方は正会員になりません(賛助会員・準会員という位置付けで会員となり活動いただくことは可能ですが、議決権はありません。)
- 代表者、事務所等に変更があった場合は届出が必要です。
- 規約の変更には市長の認可が必要です。

2 認可の要件

地縁団体が法人化するためには、市長の認可が必要となります。認可を受けるための要件は次のとおりです。

- (1) 良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。

広く地域的な共同活動を目的とし、自治会として数年にわたり活動がされていることを意味します。

- (2) 区域が客観的に明らかなものとして定められていること。

区域が不明確であると、構成員の範囲も不明確となり、トラブルの原因となる恐れがあります。

また、この区域は当該地縁団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

(3) 区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること。

すべての個人とは、年齢・性別を問わず区域に住所を有する個人すべてということです。

また、相当数とは、法律上の基準はありませんが、一般的に区域の住民の過半数が構成員であれば、概ねこの要件を満たすとされます。

(4) 所定の要件を満たした規約を定めていること。

規約には、目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議（総会）に関する事項、資産に関する事項を記載した規約を定めていることが必要となります。

3 認可申請までの準備・手続き

地縁団体は、「地方自治法」で定められた「認可申請書」に必要書類を添付して市長に提出し、受理されて、市長がそのことを告示することにより法人化されます。

そのための準備としては、次のことをしておかなければなりません。

(1) 区等自治会は、まず、総会を開いて次のことを決める必要があります。

①区等自治会の規約を「地方自治法」の規定に合うように作成し、又既に規約を定めている場合は、それを改正し総会に諮る（別紙「規

約例」を参考にしてください。)

②市長に法人設立（認可地縁団体）の「認可申請」をすることについての決議をする（決議内容については、別紙「資料2」を参考にしてください。)

③地縁団体の代表者を定める。

④構成員を確定する。

⑤不動産等、保有することとなる資産を確定する。

(2) 総会で(1)の事項が決まりましたら、市長に対し「認可申請書」（様式は、別紙「資料1」）を提出することになります。

この場合、「認可申請書」には、次の書類を添付することが必要です。

①規約（総会で議決されたもの。別紙「規約例」参照）

②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類（総会の議事録。様式は、別紙「資料2」）

③構成員の名簿（様式は、別紙「資料3」）

※構成員（自治会員）は、地縁団体の区域内に住所を有する個人（年齢、性別は問いません。子どもも記載する必要があります。）

④区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

※具体的に自治会活動として事業報告に記載されていれば、総会に提出した事業報告書でも可

⑤申請者が代表者であることを証する書類（代表に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し。様式は、別紙「資料4」）

⑥申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書の写し（様式は、

別紙「資料5」)

※ 申請を受け付けてから認可されるまでの期間は、概ね1ヶ月です。

4 印鑑の登録

(「袖ヶ浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例」参照)

(1) 印鑑の登録について

認可地縁団体の印鑑を1団体につき1個登録できます。

①下記いずれかに該当する印鑑は登録できません。

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他市長が登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと認めるもの

②登録に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書(様式は、別紙「資料6」)
- ・登録する認可地縁団体の印鑑
- ・代表者個人の印鑑登録証明書1通(発行から3箇月以内)およびその印鑑

※登録できるのは原則として代表者本人のみです。

(2) 印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は不動産登記等に必要「認可地縁団体印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。

①申請に必要なもの

- 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式は、別紙「資料7」）
- 手数料 1通300円

5 不動産の登記について

(1) 認可地縁団体として認可されたら、市に認可証明書の交付請求を行い「認可証明書」の交付を受けます。

①申請に必要なもの

- 証明書交付請求書（様式は、別紙「資料8」）
- 証明手数料 1通300円

(2) 次に法務局へ一般の不動産登記と同じ手続きで登記申請をすることになります。

この場合、(1)の「認可証明書」を添付します。

(3) 登記に関する費用は、一般の不動産登記の場合と同じです。

(4) 登記事項に変更があったときは、変更登記をすることになります。

①保有資産の増減

②登記名義人の変更（自治会名及び所在地の変更）

※代表者名の変更は、登記事項ではないので変更登記の必要はありません。

※ 登記申請については、法務局へお問い合わせください。

6 不動産に係る登記の特例について

(1) 概要

これまで、認可地縁団体が所有する不動産について、登記簿に表示された所有者や相続人が分からない場合には名義変更ができず、また不動産の所有者が不明なため保存登記手続きができないこともありました。

平成27年4月に地方自治法が一部改正され、認可地縁団体が所有する不動産で一定の要件を満たす場合、認可地縁団体が所定の手続を経ることで、認可地縁団体単独で所有権の保存または移転の登記を可能にする特例制度が創設されました。

(2) 申請要件

申請には、次の①から④までの要件を満たしている必要があります。

- ①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- ②当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- ③当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- ④当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

(3) 公告の申請に必要なもの

- ・所有不動産の登記移転等に係る公告申請書（様式は、別紙「資料9」）
- ・添付資料
 - 1) 申請不動産の登記事項証明書
 - 2) 申請不動産に関し、公告申請をすることについて総会で議決

したことを証する書類

- 3) 申請者が代表者であることを証する書類（会長であることの承諾書等）
- 4) 上記6（2）申請要件の①から④に掲げる事項を疎明するに足りる資料 ※詳細は別添資料を参照ください。

（4）公告期間等

- 公告期間は3か月以上必要です。
- 公告に対し、関係者から異議の申し出がなかった場合は、「公告結果（承諾）の情報提供について」を交付します。その他必要書類とともに法務局に提出のうえ登記手続をしてください。
- 一方、異議の申し出があった場合、申請団体へ「公告結果（異議申出あり）通知書」で異議の申し出者を含め通知します。これにより、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例は中止となります（異議があった場合、異議の申し出者と認可地縁団体の話し合いにより、解決してください。）。

（5）その他

この特例制度は、認可地縁団体の所有する不動産について、その所有権の保存又は移転登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度であり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

7 法人化（認可）後について

（1）規約の変更

規約を変更する場合には、事前に市の審査を受けたうえ、総会で「規約変更の決議」が必要となります。その後、代表者から以下の書類を提出して申請することになります。

- ①規約変更認可申請書（様式は、別紙「資料10」）
- ②規約変更を総会で決議したことを証する書類（総会議事録抄本）

（2）代表者の変更

認可後、代表者に変更になった場合には、告示事項の変更の届出をする必要があります。以下の書類を提出して変更の届出をしてください。

- ①告示事項変更届出書（様式は、別紙「資料11」）
- ②総会議事録抄本

（3）その他の変更

次のような事項に変更があったときも、速やかに市長に届け出ることになります。

- ①区等自治会の名称及び事務所の所在地の変更
- ②区等自治会の区域の変更

※会員の脱退・加入については、届出の必要はありません。

（4）総会の議決手続について

認可地縁団体において、各構成員の表決権は、平等であるとされています。また、認可地縁団体の構成員は、個人として捉えることと

されており、世帯で捉えることはできませんので、構成員は各々1個の表決権を有することとなります。(規約例(解説付)P6~P7参照)

会場の都合上大人数の方が集まることが難しい場合などの総会の開催方法として、書面表決や委任状の活用によるものがあります。

書面表決：総会に出席しない会員が書面で表決権を行使する方法

委任状：総会に出席しない会員が表決権を代理人に委任する場合に用いる書類

書面表決書や委任状については、事前に案内文や総会資料と併せて回覧・配布等を行います。(開催通知の様式は、別紙「資料12」参照)開催後は、適切な議事録を作成するとともに、後日議決結果について会員に周知してください。

なお、書面表決書や委任状を活用しても、総会を省略するものではありません。役員のほか、出席を希望する会員が出席できるようにします。

8 法人に関する「税」の申告について

(1) 法人設立届の提出

- ①国税(法人税)…木更津税務署法人課税部門
- ②県税(法人県民税、事業税)…木更津県税事務所
- ③市税(法人市民税)…市課税課

(2) 税申告について

- ・収益事業を行った場合

木更津税務署、県税事務所、市課税課へ事業年度(4月から翌

年の3月31日までの1年間)終了後の2か月以内に申告が必要です。

※収益事業をしている場合は、税務署への収益事業開始届を行う必要があります。

- 収益事業を行わない場合

県税事務所、市課税課へ毎年4月30日までに均等割の申告が必要です(木更津税務署への申告は不要です。)

ただし、減免申請することができます。

9 その他

地方自治法及び地方自治法施行規則の一部改正により認可地縁団体について以下の事項が変更になっています。

(1) 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決ができるようになりました。

電磁的方法に該当し得るものとして、電子メールなどによる送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決や情報をディスクなどに記録して、当該ディスクなどを交付する方法等があります。

電磁的方法により会員の表決を認めるには、認可地縁団体内において規約の改正又は総会の決議が必要となります。

なお、規約を改正する場合は、市へ規約変更認可申請書の提出が必要になります。

(令和3年9月1日から適用)

(2) 不動産の保有の有無にかかわらず、認可地縁団体となることができるようになりました。

これまで自治会は、不動産又は不動産に関する権利などを保有するために認可を受ける必要がありましたが、法改正により、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることが可能となりました。

この改正に伴い、これまで認可申請の別添書類に必要だった保有資産目録又は保有予定資産目録の提出が不要となりました。

(令和3年11月26日から適用)

(3) 認可地縁団体の総会の決議を書面又は電磁的方法のみで行うことができるようになりました。

総会で決議をすべき場合に、構成員全員の承諾があるときは、総会を開催しなくても書面又は電磁的方法で決議できるようになりました。

また、総会で決議をすべきものとされた事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、総会を開催しなくても書面又は電磁的方法による決議があったものとみなせるようになりました。

ただし、構成員全員の承諾や合意が得られない場合は、総会を開催する必要があります。

(令和4年8月20日から適用)

(4) 認可地縁団体同士の合併が可能になりました。

認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併する

ことができることになりました。

(令和5年4月1日から適用)

特例適用の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料について

(説明資料6 (2) 申請要件に掲げる事項を疎明するに足りる資料)
(地方自治法第260条の46第1項関係)

1. 申請には、次の(1)から(4)までの要件を満たしている必要があります。
 - (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。
 - (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- 2 認可地縁団体が所有する不動産について、特例の適用を受けるために一定の要件を満たしていることを疎明するに足りる資料については、次のとおりです。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること

- ・ 公共料金の支払領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書等

上記の資料の入手が困難な場合は、入手が困難である理由を記した書面(理由書)を提出するほか、次のいずれかの資料が必要です。

- ・ 認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等(以下「精通者等」という。)の証言を記載した書面
- ・ 認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真 等

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市が保有する地縁団体台帳
- ・墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）等

上記の資料の入手が困難な場合は、入手が困難である理由を記した書面（理由書）を提出するほか、次の資料が必要です。

- ・申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る精通者等の証言を記した書面等

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

※登記関係者のうち少なくとも一人について、所在の確認を行った結果、所在が知れないことを疎明するに足りる資料が添付できれば当該要件を満たすことになります。

この場合、所在が判明している登記関係者には、特例制度の申請を行うことについて、事前に同意を得ておくことが望ましいです。

2 その他

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

規約例(解説付)

〇〇区(自治会)会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
 - (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
 - (3) 集会施設の維持管理
 - (4) 防災、防火
 - (5) 防犯、交通安全
 - (6) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動
 - (7) 〇〇〇〇〇〇〇
 - (8) △△△△△△△
- ：
- () その他会の目的達成に必要なこと。

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定の活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動の内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的であることが求められます。

(名称)

第2条 本会は、〇〇区(自治会)と称する。

地方自治法(以下「法」という。)上団体の名称についての制限はありません。したがって、「△△自治会」「××町内会」といった名称でよいと解されます。

(区域)

第3条 本会の区域は、袖ヶ浦市〇〇〇の全域及び〇〇〇の一部の区域(〇〇××番地から××番地まで)とする。

地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいものです。また、河川や道路等による区域の表示(例：袖ヶ浦市〇〇(大字)のうち××川の北の区域)も、市町村内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば認可されるものと考えられます。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、千葉県袖ヶ浦市〇〇××番地に置く。

「事務所」とは、地縁による団体として一を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くこととするのが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。規約の定め方としては、表記のように住居表示又は地番及び家屋番号により定める他、「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という規約の定め方も可能と考えられます。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

区域に住所を有することのほか、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加できることとするは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は会員にとっても団体にとっても重要事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となり、市長の認可が必要となりますので、表記のように定めて年1回の通常総会で年度ごとに定めることが適当と考えられます。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

本条第1項は入会手続を定めるものですが、入会申込書の様式は、役員会（第25条）で定めたり、会の細則（第40条）で定めたりすればよいものです。また、入会申込書は会長に提出することとしていますが、会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員やブロック長などに提出することとしてもよいものと考えられます。

本条第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体

の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかであると認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上も、また法第260条の2第2項第3号の規定の趣旨からも客観的に妥当と認められる場合をいうものですが、実際の運営上は極めて例外的な場合に限られることとなります。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとす。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

前条第1項に定める入会手続きと同様の考え方によりますが、退会について本人の意思にいかなる意味でも制約を加えることは認められないと解されます。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 名
- (3) 庶務 名
- (4) 会計 名
- (5) 監事 名
- (6) 班長 名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、庶務、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 班長は、各班の会員の中より選任する。
- 3 監事は、会長、副会長及びその他の役員と、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 庶務は、会務を記録、会の内外への連絡調整及び印鑑の保管をする。
- 4 会計は本会の出納事務を処理し会計書類等を管理する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

6 班長は、班をまとめ、代表して会務に協力する。

地縁による団体については、法第260条の5に規定されているように代表者（会長）を1名必ず選出する必要があると認めるときは、また、法第260条の11項で規定されているとおり、1人または数人の監事を置くことが適当です。

このように、地縁による団体の代表権は代表者（会長）一人に帰属するものと法律上定められていますので、監事の他に役員を置かず、会長を欠くこととなった場合には直ちに総会で会長を選任する旨を規約に定めることも考えられます。しかしながら、表記のように、会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合などに備えて副会長を置くことが望ましいと言えます（ただし、副会長による会長の事務の代行は法律行為には及ばないことから、直ちに後任の会長を選任すべきです。）。

その他の役員は、会長及び副会長とともに役員会を構成しますが、その他の役員の中から、「庶務」や「会計」等の担当役員を置くことも考えられます。その場合には、その他の役員についての職務を明らかにしておくのが適当と考えられます。

なお、役員を選任は総会において行うことが適当であり、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

役員任期は、法律上特に定めはありませんが、数ヶ月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害を生ずるといえます。また、事務執行上支障が生じないよう本条第3項の定めを置くことが望まれます。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 会則の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選出に関すること。
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること。

総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会に委任したものの以外のすべての事項について議決でき(法第260条の16参照)、規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては規約をもってしても他に委任することはできないものです。

なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認が含まれることは当然と言えます。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は、法第260条の13の規定により、少なくとも毎年1回開催する必要があります。また、法第260条の4の規定により、年度終了後3ヵ月以内に財産目録を作成することから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3ヵ月以内に開催する必要があることに留意する必要があります。

本条第2項第2号は、法第260条の14第2項に規定されているものであり、「5分の1」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うこととならないよう留意する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

総会の開催権限は会長が有するものですが、第16条第2項第2号及び第3号に定める会員からの開催請求及び監事による開催請求に対しては総会を招集する必要があります。したがって、第2項に定めるように、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。

第3項は、法第260条の15の規定であり、「少なくとも5日前までに」通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第22条第1項に規定する書面表決等を行った会員を含む。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) ○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

法律上定足数及び議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。なお、定足数及び議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。

第21条及び第22条は、法第260条の18に則る規定です。したがって、第21条第1項において会員は各々一箇の表決権を有することが定められているところですが、従来の自治会、町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われま。そうしたことを勘案して、第21条第2項の規定（特定事項について世帯の表決権を1票とすること）を設けることは可能ですが、同項各号に定める事項は、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認さ

れ、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものです。したがって、規約の変更、財産処分及び解散の議決については同項の適用が認められず、規約に定めることとなる事項（代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等）についての決定も規約の変更となるため同項の適用は認められないと解されます。また、代表者や監事の選任も、同項を適用することは適当とは考えられません。

なお、同項を適用する場合においても、世帯内の会員の表決権を剥奪することは認められません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるためには、誰か一人に表決権を委任することにより表決権を集中することとなります。ただし、未成年の場合には、民法の定めるところ（法定代理人の同意）により、表決権の行使が行われることとなります。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1） 日時及び場所
- （2） 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- （3） 開催目的、審議事項及び議決事項
- （4） 議事の経過の概要及びその結果
- （5） 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、告示事項の変更を届け出る場合や、規約変更認可を市町村に申請する場合などに求められることから、表記の通り、議事録を作成する必要があることを規約に定めておくべきです。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- （1） 総会に付議すべき事項
- （2） 総会の議決した事項の執行に関する事項
- （3） その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、

少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監査する職務上、総会で決する以外の具体的な会務の執行方針等を決定する役員会に参画しないこととするのが適当です。もっとも、監事は役員会の構成員にはなれません（表決権は有せません）が、役員会に出席できることとするは可能と考えられます。なお、役員の数等については、役員会が地縁による団体の実務上の意思決定機関にふさわしいメンバーとなるよう配慮すべきと考えられます。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

地縁による団体が法人格を取得する目的は不動産等の資産を団体名義で保有することにあることから、規約において、流動資産・固定資産を問わず全ての資産（負債は含みません）の構成等を定めておく必要があります。「資産の構成」として、保有する具体的な動

産、不動産及び金融資産を全て掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。なお、「財産目録」は、法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初3ヵ月以内に作成することとなっています。

資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うことが適当と考えられますが、不動産等の会の活動上重要な固定資産の処分には総会の議決を要することとする必要があります。このため、第31条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産（不動産等の重要な固定資産と考えられます。）を決定しておくことが適当です。なお、議決にあたっては、少なくとも「出席会員の4分の3以上」の承諾を得ることが望ましいですが、それ以上であれば任意に定めることができます。

また、資産の管理は会長が行うものですが、日常の出納事務は、先に述べたように役員として「会計」を設けた時は、「会計」が出納その他の会計事務を行うこととなります。

（事業計画及び予算）

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

事業計画・事業報告及び予算・決算は地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認にかからしめることが重要です。財産目録は、先に述べたとおり年度終了後3ヵ月以内に作成しなければならないこととされているため、事業報告や決算も年度終了後3ヵ月以内に総会で承認を得る必要があります。

ただし、事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには通常総会を年2回行うことが必要となりますが、通常総会は、年度終了後3ヵ月以内に（多くは1月、4月などに）1回行うのが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めています。

したがって、年度開始前に総会を開催し、事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

（会計年度）

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

会計年度の定め方は特に制限はありません。一般的には、1月1日からその年の12月31日までとか、4月1日から翌年の3月31日までとする例が多いと思われます。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、袖ヶ浦市長の認可を受けなければ変更することはできない。

本条は法第260条の3に規定されているものであり、規約の変更は総会の専権事項となっています。また、規約の変更は「規約変更認可申請書」により市町村長の認可を要するものです。

なお、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

本条は、法第260条の20に規定されているものであり、①規約で定めた解散事由の発生、②破産手続開始の決定、③認可の取消し、④総会の決議、⑤構成員の欠亡の場合に、当該地縁による団体は解散（法人としての権利能力の消滅及び団体自体の解散の両方を含む。）することになります。なお、表記の他の解散事由を規約に定めることも可能です。

また、第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって変えることはできません。総会議決数の「4分の3」については定数を変更することは可能ですが、少数会員の意思によって解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

本条は、法第260条の31に規定されています。同条第1項に基づき、規約で指定した特定の個人等を残余財産の帰属権利者として指定することも可能ですが、営利法人に寄付したり会員に分配する旨を定めることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当とは思われません。また、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的処分先を明らかにすることは困難でもあります。

したがって、表記のように、規約においては、帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。ただし、この場合も、営利法人などを帰属権利者として指定する

ことは、先に述べたように適当ではないことから、同条第2項の趣旨にかんがみ、「本会と類似の目的を有する団体」に限定して帰属権利者を指定する旨規定することが適当です。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

第40条において、規約施行上の細則を定める者は、会長でも役員会等でもよいのですが、必ず委任することについて総会の議決を経る必要があります（個別事項の委任ごとに議決を経る必要はありません）。

なお、細則としては、「弔慰金規定」や「旅費規程」などが挙げられます。

附 則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日とする。

認可後に認可年月日を記入します。

地縁による団体の認可は、団体の事業年度及び会計年度の途中となることが多いと考えられ、設立初年度は事業年度及び会計年度が変則となることから、年度中途に設立認可を予定する場合は、附則第2項及び第3項を定めることが適当です。

〇〇区（自治会）規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- （1）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- （2）美化・清掃等区域内の環境の整備
- （3）集会施設の維持管理
- （4）防災、防火
- （5）防犯、交通安全
- （6）会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関する活動
- （7）〇〇〇〇〇〇〇
- （8）△△△△△△△
- （9）その他会の目的達成に必要なこと

（名称）

第2条 本会は、〇〇区（自治会）と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、袖ヶ浦市〇〇〇の全域及び〇〇〇の一部の区域（〇〇××番地から××番地まで）とする。

（事務所）

第4条 本会の事務所は、千葉県袖ヶ浦市〇〇〇×××番地に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失跡宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 名

(3) 庶務 名

(4) 会計 名

(5) 監事 名

(6) 班長 名

(役員を選任)

第10条 会長、副会長、庶務、会計及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 班長は、各班の会員の中より選任する。

3 監事は、会長、副会長及びその他の役員と、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 庶務は、会務を記録、会の内外への連絡調整及び印鑑の保管をする。

4 会計は、本会の出納事務を処理し会計書類等を管理する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

6 班長は、班をまとめ、代表して会務に協力する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 会則の制定改廃に関すること
- (4) 役員を選出に関すること
- (5) その他本会の運営に係る重要事項に関すること

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第5項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をも

って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、この場合における出席とは、第22条第1項に規定する書面表決等を行った会員を含む。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) ○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるの「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、袖ヶ浦市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇〇が別に定める。

附則

1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日とする。

資料 1

令和 年 月 日

袖ヶ浦市長

様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

資料2

〇〇〇区（自治会）総会議事録（抄本）

1. 総会の日時及び場所
令和〇年〇月〇日 午前（午後）〇時〇分開会
〇〇〇区（自治会）集会所（公会堂等）
2. 会議構成員現在総数及び出席者
会員総数 〇〇名
出席者 〇〇名
委任状提出者 〇〇名
計 〇〇名
3. 総会に付した事項
 - (1) 〇〇〇区（自治会）規約の制定について
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請について
 - (3) 〇〇〇〇氏を本会の代表とすることについて
 - (4) 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を議事録署名人に選任することについて
4. 地縁による団体の認可申請にかかる総会の審議概要
 - (1) 〇〇〇区（自治会）規約の制定について出席者の全員をもって可決した。
 - (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員をもって可決した。
 - (3) 〇〇〇〇氏を本会の代表とすることについて、出席者の全員が同意した。
 - (4) 〇〇〇〇氏及び〇〇〇〇氏を出席者全員の同意により、議事録署名人に選任した。

上記は、令和 年 月 日開催の〇〇〇区（自治会）の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和 年 月 日

議 長 印
議事録署名人 印
議事録署名人 印

資料4

〇〇〇区（自治会）総会議事録（抄本）

〇〇〇区（自治会）は、別添のとおり、令和 年 月 日総会を開催し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項の規定により認可申請することについて議決し、〇〇〇区（自治会）長〇〇〇を本件申請に関する代表者とすることを定めた。

〇〇〇自治会代表者

住 所

氏 名

上記は、令和 年 月 日開催の〇〇〇区（自治会）の総会議事録の抄本であることを証明する。

令和 年 月 日

議 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印

資料5

承 諾 書

私は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地
縁による団体の認可申請にあたり、令和 年 月 日開催の総会の議決に従
い、本件申請に関する〇〇〇区（自治会）の代表者となることを承諾いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

資料 6

様式第1号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 5px;"></div>	認可地縁団体の名称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(資格) 氏名	() 印	生年月日	年 月 日
	住 所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。			
申請者	1 本人	代理人の住所	
	2 代理人	代理人の氏名	印

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録をしようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 「(資格)氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 「(資格)氏名」欄の氏名の次には、当市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 5 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が代理人の場合は、住所及び氏名を記載の上、代理人の印を押印してください。

資料 7

様式第3号(第3条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

登録されている
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称			
認可地縁団体の事務所の所在地			
(資格) 氏名	()	生年月日	年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____枚の交付を申請します。

申請者 1 本人 住所
2 代理人 氏名 印

(注意事項)

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「(資格)氏名」欄の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。

令和 年 月 日

袖ヶ浦市長 様

請求者住所

氏 名

証 明 書 交 付 請 求 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第12項の規定により、次の団体に関する告示された事項の証明書の交付を請求します。

記

1. 告示事項の証明を求める団体名等

団 体 名

事務所の所在地

資料 9

様式（第 22 条の 2 の 5 関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 4 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項
・建物

名 称	延床面積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称
住 所

（別添書類）

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 4 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 4 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

資料 10

令和 年 月 日

袖ヶ浦市長 様

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

令和 年 月 日

袖ヶ浦市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

令和〇年〇月〇日

〇〇区（自治会）住民の皆様へ

〇〇区（自治会）
会長〇〇〇〇

令和〇年度〇〇区（自治会）総会の開催のお知らせ

日頃から、区（自治会）活動に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、令和〇年度〇〇区（自治会）総会を次のとおり開催します。

総会については、**〇〇（例）感染症拡大防止のため、会場の都合上、集計作業の効率化のため**）、小規模での開催を予定しています。

別紙「総会資料一式」の議事内容に御賛同いただける場合、委任状の積極的な活用にご理解・御協力を賜りますようお願いいたします。委任状は、令和〇年〇月〇日必着で、〇〇〇（提出先）まで御提出ください。

また、当日は、役員等少人数で議事を進めてまいります。会員の皆様の出席を拒むものではございません。

何とぞ御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和〇年〇月〇日（〇）
- 2 場 所 〇〇公民館
- 3 議 案 議案第 1 号「令和〇年度事業報告及び決算の承認について」
議案第 2 号「令和〇年度事業計画及び予算案について」
議案第 3 号「役員の改選について」
議案第 4 号「規約の一部改正（案）」

----- 切り取り -----

令和〇年度〇〇区（自治会）総会委任状

令和〇年度〇〇区（自治会）総会に出席することができませんので、議決に関する権限を代理人に委任します。

（代理人欄が空欄時は議長に委任したものとします）

令和〇年〇月〇日

認可地縁団体の会員は個人単位となりますので、委任する**世帯の会員全員の氏名**をご記入ください。未成年者の場合は親権者が代筆して構いません。

住所 _____
委任者 氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____
氏名 _____